

## 指定障害福祉サービス事業者の指定の全部効力の停止について

東大阪市は、下記の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」とする。）の規定により、指定の全部効力の停止にしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社 アップウィズ
- (2) 代表者 代表取締役 足立 和茂（アダチ カズシゲ）
- (3) 所在地 大阪府東大阪市吉田七丁目9番50号 サンパーク103

#### 2 事業所名称、事業所の種類、所在地及び指定年月日

- (1) 事業所名称 ヘルパーステーションウィズ
- (2) 事業所の種類 居宅介護 重度訪問介護 同行援護
- (3) 所在地 大阪府東大阪市吉田七丁目9番50号 サンパーク103
- (4) 指定年月日 令和元年11月1日

#### 3 指定の効力の停止の内容及び期間

指定の全部効力の停止6箇月間

令和3年2月1日～令和3年7月31日

#### 4 指定の全部効力の停止理由

##### (1) 不正請求（法第50条第1項第5号）

（居宅介護）

- ・ サービス提供記録を整備せず、実績が確認できないにもかかわらず介護給付費を不正に請求し、受領した。また、利用者が不在であったにもかかわらず、サービス提供を行ったものとして介護給付費を不正に請求し受領した。

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護）

- ・ 初回加算について、当該加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し、受領した。

（居宅介護）

- ・ 一部の利用者について同一建物減算を適用せず介護給付費を不正に請求し、受領した。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律違反（法第50条第1項第9号）

(居宅介護)

指定事業者は、その指定に係る事業所を拠点としてサービスの提供を行わなければならないところ、本市の指定に係る本件事業所とは別に所在する施設内に事業所としての実体を有するサービス提供の拠点を設け、当該施設に居住する利用者に対し、同所を拠点としてサービス提供を行った。

## 5 事業者に対する経済上の措置

不正に請求し、受領した介護給付費を返還させるほか、総合支援法第8条第2項の規定により不正請求額に100分の40を乗じて得た加算額を徴収する。

(居宅介護)

不正請求額 1, 211, 062円

加算額を含めた返還金 1, 695, 486円

(重度訪問介護)

不正請求額 10, 399円

加算額を含めた返還金 14, 558円

(同行援護)

不正請求額 3, 000円

加算額を含めた返還金 4, 200円